

大分県地域がん登録事業実施要綱

(目的)

第1条 大分県地域がん登録事業は、県内における悪性新生物（以下「がん」という。）の患者の登録を実施し、がんの罹患率及び生存率の計測等を行うことにより、本県におけるがんの実状を分析する等、今後のがん対策の推進及びがん医療水準の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 県は、医療機関をはじめとする関係機関（以下「医療機関等」という。）の協力を得て地域がん登録事業を実施する。

(推進委員会の設置)

第3条 県は、地域がん登録事業（以下「登録室」という。）を効果的・効率的に実施するため、別に定める大分県地域がん登録事業推進委員会の指導・助言を得て地域がん登録事業を実施するものとする。

(地域がん登録室)

第4条 県は、地域がん登録室を大分県福祉保健部健康対策課内に置く。

- 2 登録室に管理・運営に係る責任者を置くとともに、医学的指導に当たる医師及び登録作業等を行う者を配置する。
- 3 登録室に地域がん登録標準データベースシステムに係る機器を設置する。

(登録の対象)

第5条 登録の対象は、県内に居住する者が医療機関等でがんと診断されたものとする。
なお、登録の対象となるがんの範囲は、国際疾病分類に掲げるすべてのがん及び上皮内がんと頭蓋内のすべての腫瘍と性質不詳の新生物とする。

(個人情報の保護)

第6条 地域がん登録事業によって情報を収集するときは、大分県個人情報保護条例（平成13年12月25日大分県条例第45号）の趣旨に鑑み、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の保護に十分配慮しながら実施する。

(登録の方法)

第7条 次の各号に掲げる手順により、がん患者にかかわる情報の届出及び人口動態死亡票（人口動態調査令施行規則〔昭和23年厚生省令第6号〕第6条に定める様式第2号。以下「死亡票」という。）による全死亡についての確認を行い、個々の患者情報等を登録するものとする。

(1) 医療機関等からの提出

ア 医療機関の医師は、第5条に規定する疾患を診断したときは、大分県悪性新生物

届出票（第1号様式。以下「届出票」という。）に所要事項を記載のうえ、登録室に提出するものとする。

イ がん診療連携拠点病院等にあつては、院内がん登録システムを利用して地域がん登録に必要な情報を出力した届出票を登録室に提出するものとする。

(2) 採録

県は、原則として医療機関等からの届出により登録を行うものとするが、必要に応じて、医療機関等の協力を得て採録を行うことができる。

(3) 死亡小票の提出

保健所は、市町村から提出された当該月分の死亡票の写し（以下「死亡小票」という。）を登録室に提出するものとする。

(4) 遡り調査

死亡小票のデータから把握したがんの罹患者の中で、医療機関からの届出及び採録による登録が行われていない者については、死亡小票のデータから把握した当該死亡者を診療した医療機関等に対して、遡り調査を実施する。

(5) 生存確認調査

生存確認調査は、登録後3年、5年及び10年経過した時点で死亡情報を把握していない者について、市町村へ照会を行い、生死の状況を確認するものとする。

(6) 登録

登録室は、第1号から第5号により情報を取得したときは、内容を精査し、患者ごとに所要事項を登録する。

(集計、解析)

第8条 県は、毎年登録した結果を集計し、分析し、報告書を取りまとめるものとする。

(評価及び検討)

第9条 県は集計した結果に基づき、大分県地域がん対策推進協議会等の機関で検討し、がん対策の評価等を行う。

(結果の公表)

第10条 県は、集計、解析した結果の報告を必要に応じて公表する。

(情報の提供)

第11条 県は、本事業によって得た情報は、個人情報保護に十分配慮しつつ、がんの原因の究明、がん予防活動の評価、医療活動の評価等、がん予防の推進並びにがん医療の向上に寄与する目的で利用し、提供することができる。

(事業の周知)

第12条 本事業の周知については、県が関係機関の協力を得て行うものとする。

(秘密の保持)

第13条 地域がん登録事業の実施に携わる者は、この業務に関連して得た秘密については、これを他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、がん登録事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成23年 1月 1日から施行する。